



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載した、市が主催するイベントなどについては、新型コロナウイルス感染の防止対策を講じたうえで開催します。なお、中止・変更になる場合がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内

第4回八潮市議会定例会の傍聴

日12月20日(火)まで
一般質問日=12月15日(木)・16日(金)・19日(月)
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと
定各日21人(当日先着順)
問議事調査課 ☎②77



会議の開催

●第3回八潮市市民活動推進委員会の傍聴
日12月21日(水) 午後2時～
場やしお生涯学習館多目的ホール
内市民活動の推進に関する事項

の調査審議
定10人(当日先着順)
問市民協働推進課 ☎③28
●第6回八潮市都市計画マスタープラン策定委員会の傍聴
日令和5年1月10日(火) 午前10時30分～
場市役所第2会議室
内パブリックコメントの結果、計画案について
定5人(当日先着順)
問都市計画課 ☎②70

コンビニ交付サービスの利用停止

日12月29日(木)～令和5年1月3日(火)
問住民票・印鑑証明・戸籍関連=市民課 ☎②10、課税(所得)証明・非課税証明関連=市民税課 ☎②06

第2回入学準備金貸し付け(無利子)

対次のすべてを満たす方
▼市内に住居登録があり、引き続き1年以上在住している方▼
高校・専修学校・大学に入学することが確実な方の保護者で、入学費用の支払いが困難な方

※連帯保証人1人(住所・所得要件などあり)
貸付限度額 高校・専修学校=15万円、大学=25万円
受付期間 令和5年1月5日(木)～25日(水)※合格発表前でも申請可
返済方法 入学後6カ月据え置き、修学期間終了までに返済
※そのほか、高校・専修学校・大学に入学することが確実または在学中の方(本人)・市内小中学校の児童生徒の保護者(入学する児童生徒を含む)が借りることができる教育資金(無利子)の貸し付けもあります。
問教育総務課 ☎③61

河川などの異常水質事故防止にご協力を

河川や水路に油や薬品などが流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響が出る異常水質事故が多く発生しています。

す。年末の大掃除などの際、不要な塗料や油、農薬などの取り扱いに注意し、河川や水路、側溝に流さないようお願いします(事故対応の費用は、事故原因者の負担となります)。

もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかに県越谷環境管理事務所(☎966-2311)または市役所にご連絡ください。
問環境リサイクル課 ☎③38

八潮駅前交番裏喫煙所を密閉型に

八潮駅前交番裏喫煙所は、現在のパーテーション型から、より分煙効果が高い密閉(コンテナ)型へ変更します。工事期間中は、一時閉鎖しますので、ご理解をお願いします。
日令和5年1月10日(火)～3月中旬(予定)
問環境リサイクル課 ☎③285

物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金

エネルギー・食料価格などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、物価高騰対策子育て支援臨時特別給付金を支給します。
問子育て支援課 ☎②09

| | | |
|-------|----------------------------|--|
| | 0歳～中学生の児童 | |
| 給付対象者 | ①令和4年10月1日現在のこども医療費受給資格者など | ②令和4年10月2日から令和5年2月28日までにこども医療費受給資格者などになった方 |
| 給付額 | 児童1人あたり10,000円 | |
| 給付方法 | こども医療費支給登録銀行口座などへの振り込み※1 | |
| 申請 | 申請不要※2 | |
| 給付日 | 12月22日 | こども医療費の登録申請受付後、翌月以降の25日(25日が土・日曜日、祝日の場合は直前の平日) |

※1 ①の給付対象者には、「給付金のお知らせ」を送付済みです。
※2 受け取りを希望しない場合は、「受給拒否の届出書」を提出してください(①は12月14日(必着)まで、②は随時)。

人権をわらは愛

「合理的配慮」をご存知ですか?
～共生社会の実現のために～

問社会教育課 ☎③65

合理的配慮という言葉を知っていますか?
合理的配慮とは、障がいのある人が社会の中で出会う困りごと・障壁を取り除くための調整や対応のことです。合理的配慮の例としては、段差があって入れないお店や電車でスロープなどを使って補助することや視覚障がいのある人のために拡大文字や点字で資料を作成したり、読み上げて伝えたりするなどが考えられます。その内容は、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」では、国および地方公共団体や事業者に対して、障がいのある人から対応を必要とするとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これを合理的配慮の提供といいます。また、2021年にこの法律が改正され、それまで努力義務だった事業者の合理的配慮の提供が法律の公布から3年以内に義務化されることになりました。

社会全体として合理的配慮の提供が当たり前になることにより、すべての人が尊重され、障がいのある人とない人が、互いに理解しあっていくことが共生社会を実現させていくのではないのでしょうか。皆さんも合理的配慮について、できることを考えてみませんか。

障害者基本法では、12月3日から9日までの期間を障害者週間と定めており、また埼玉県では、12月4日から10日までの期間を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」として定めています。